



←このしおりは、豊丘村 HP「個人住民税」のページでもご確認いただけます

令和4年度 個人住民税（村民税・県民税）

特別徴収のしおり

特別徴収義務者 様

長野県下伊那郡豊丘村
豊丘村長 下平 喜隆



令和4年度 個人住民税特別徴収の事務取り扱いについて

日頃から、個人住民税の特別徴収につきまして、格別のご配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、貴事業所を地方税法並びに村税条例の規定に基づき、令和4年度特別徴収義務者に指定し、その事務取扱をお願いすることになりました。

つきましては、関係書類を同封いたしますので、徴収および納入について、ご協力をお願い申し上げます。

今回同封した関係書類

- ①給与所得等に係る村民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書
 - ・特別徴収義務者用
 - ・納税義務者用 … 個人別に切り離し本人にお渡しください。
- ②特別徴収納入書（※必要な事業所様のみ）

～ しおりの内容 ～

●お知らせ	-----	2
●特別徴収の事務について	-----	4
(1)特別徴収の義務		
(2)納税義務者への通知書の交付		
(3)特別徴収税額の徴収および納入		
(4)ゆうちょ銀行での納付について		
(5)納期の特例(年2回納入)について		
(6)特別徴収税額の変更		
(7)従業員の異動(退職・休職・転勤等)について		
(8)退職・休職者等の徴収方法(一括徴収等)について		
(9)事業所の所在地、名称等に変更がある場合		
(10)普通徴収から特別徴収への切替え(入社・本人希望等)について		
●電子申告(eLTAX)のご案内	-----	5
●特別徴収関係書類のご案内	-----	6

このしおりは、令和4年1月末現在の法令等に基づいて作成しています。

お問い合わせ先

豊丘村役場 税務会計課税務係

〒399-3295

長野県下伊那郡豊丘村大字神稲3120番地

電話：0265-35-3311

FAX：0265-35-5115

：0265-35-9051（税務係直通）

Mail：zeimu@vill.nagano-toyooka.lg.jp

豊丘村役場ホームページ：<https://www.vill.nagano-toyooka.lg.jp/>

●お知らせ

長野県と県内全77市町村は、平成30年度から原則すべての事業主の皆様に従業員の個人住民税を特別徴収していただきます。

<特別徴収義務者に指定する対象者>

平成30年度から、全県一斉に原則として所得税の源泉徴収義務がある全ての事業主（給与支払者）を個人住民税の特別徴収義務者に指定し、特別徴収が徹底されました。

前年度中に給与の支払いを受けており、かつ4月1日において給与の支払いを受けている方は、パートやアルバイトの方などを含め、すべての方が特別徴収の対象となります。

<例外として特別徴収を行わないことができる場合>

次の理由【普A～普F】に該当する場合には、「普通徴収切替理由書（兼仕切紙）」を給与支払報告書の提出時とともに提出することにより、例外として特別徴収を行わないことができます。

普A 総従業員数が2人以下

（受給者総人員から、下記「普B」～「普F」に該当する受給者（他市区町村分を含む）を差し引いた人数）

普B 他の事業所で特別徴収されている（例：乙欄適用者）

普C 給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支給額が93万以下）

普D 給与の支払いが不定期（例：給与の支払いが毎月でない）

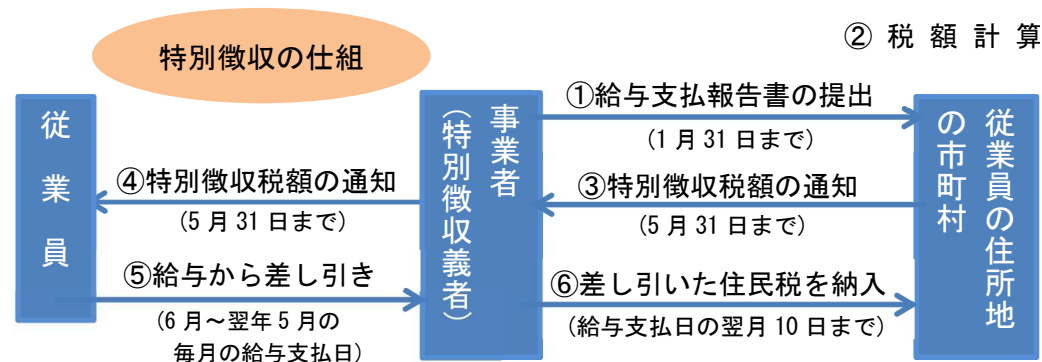
普E 事業専従者（個人事業主のみ対象）

普F 退職者又は退職予定者（5月末日まで）及び休職者

<長野県内市町村の特別徴収の流れ>

給与所得者に係る特別徴収事務の主な流れは、下図のとおりです。

- ・ 1月31日までに給与支払報告書を提出
（特別徴収を行わない項目に該当する方がいる場合には、「普通徴収切替理由書（兼仕切紙）」の提出が必要です。）
- ・ 5月31日までに「給与所得等に係る村民税・県民税 特別徴収税額決定通知書」を受け取り、従業員に配布
- ・ 毎月の給与支払日に、特別徴収税額を従業員の給与から差し引き
- ・ 給与支払日の翌月10日までに、差し引いた税額を市町村内に納入



なお、「普通徴収切替理由書（兼仕切紙）」を使用せずに提出した場合、すべての方が特別徴収対象者として、「給与所得等に係る村民税・県民税 特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」に記載されます。

特別徴収税額の通知書は、特別徴収義務者用（事業所用）と納税義務者用（個人用：ミシン目のあるもの）の2種類があります。

<特別徴収義務者用>

納税義務者の給与から差し引く毎月の金額が記載されています。納入時に必要ですので、大切に保管してください。

- ①事業所が納入する納税義務者全員の月別の合計金額が記載されています。
- ②納税義務者個人の月別の金額が記載されています。

<納税義務者用>

個人情報保護のため糊付けしています。開封せずに各個人ごと切り離した上、すみやかにお渡しください。

※原則税額通知書の再発行は行いません。紛失されないよう大切に取扱ください。

1月から4月までの退職者は一括徴収が義務付けられています。

以前より、1月から4月までの退職者は一括徴収が義務付けられていますが、多くの事業主様でしていただけていないのが現状です。

豊丘村では特別徴収されていない場合、3月がその年度の個人住民税納付の最後の月になります。特にそれ以降での切り替えがありますと、納税義務者は通常通りの納付方法で納付ができない場合もありますので、すべての事業主様にご協力をお願い申し上げます。

給与支払報告書の提出期限は毎年1月31日です。

豊丘村在住の従業員がいた場合、昨年支払いがあった給与について、給与支払報告書の提出が必要です。

従業員（給与所得者＝納税義務者）が1月1日時点でお住いの市区町村に「給与支払報告書（個人明細書）」、「給与支払報告書（総括表）」を提出します。普通徴収に該当する従業員がいる場合は、その従業員の「給与支払報告書（個人明細書）」の前に、「普通徴収切替理由書（兼仕切紙）」で仕切り、普通徴収該当理由部分に普通徴収とする従業員の人数を記入してください。また、「給与支払報告書（総括表）」にも普通徴収とする従業員の人数を記入する部分がありますので、そちらにも人数を記入してください。

なお、給与支払報告書を提出した際に特別徴収とした従業員で、その後退職等により特別徴収ができなくなった場合、「給与支払報告（特別徴収）に係る給与所得者異動届出書」の提出がない限り、普通徴収にはなりませんのでご注意ください。

●特別徴収の事務について

(1) 特別徴収の義務

個人住民税の特別徴収とは、事業所（給与支払者）が、毎月従業員（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員（納税義務者）に代わって、住所地の市町村へ納入していただく制度です。

地方税法第41条、第321条の4及び第328条の5第1項の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業所は、市町村から特別徴収義務者に指定されます。特別な理由がない限り、原則普通徴収は認められません。

(2) 納税義務者への通知書の交付

同封いたしました「給与所得等に係る村民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」は、各従業員（納税義務者）に速やかに交付してください。従業員（納税義務者）がすでに退職・転勤等で交付できない場合には、「給与支払報告（特別徴収）に係る給与所得者異動届出書」の提出を速やかに行ってください。

なお、従業員の退職・休職等による普通徴収への切替えは、「給与支払報告（特別徴収）に係る給与所得者異動届出書」の提出がない限り行えませ
るので、ご承知おきください。

(3) 特別徴収税額の徴収および納入

特別徴収義務者は、「給与所得等に係る村民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」に記載してある各納税義務者の月割額を、6月から翌年の5月まで毎月の給与を支払う際に徴収してください。

徴収した月割額の合計額は、同封の「納入書」等により、翌月10日まで（土日祝日に当たる場合には、翌日以降直近の金融機関営業日）に取扱金融機関等から納入してください。

◆豊丘村役場の取扱金融機関は以下のとおりです。

- ・みなみ信州農業協同組合
- ・八十二銀行
- ・飯田信用金庫

上記金融機関以外でも納入は可能です。

※別途手数料が必要になることがあります。

(4) ゆうちょ銀行での納付について

ゆうちょ銀行にて納付する場合、通知とともに同封した緑色の枠線の長方形の納入書では納入ができません。専用の納付書が必要ですので、必要な場合は豊丘村役場までご連絡ください。その他通常の納付書が必要になった場合にも、ご連絡ください。

(5) 納期の特例（年2回納入）について

従業員（納税義務者）が常時10人未満である場合には、毎月徴収した税額を年2回（11月、翌年5月）の納期で納入することができる「納期の特例」制度があります。

検討される場合は、お問い合わせください。

(6) 特別徴収税額の変更

特別徴収税額に変更があった場合には、「給与所得等に係る村民税・県民税 特別徴収税額の変更通知書」を作成し送付いたします。以後は変更後の月割り額によって徴収及び納入いただくこととなります。

なお、変更後の「給与所得等に係る村民税・県民税 特別徴収税額の変更通知書」は送付いたしますが、納入書は再送付いたしませんので、当初の納入書の金額を訂正して納入してください。

(7) 従業員の異動（退職・休職・転勤等）について

納税義務者（従業員）に退職・休職及び転勤等の異動があった場合は、速やかに「給与支払報告（特別徴収）に係る給与所得者異動届出書」をご提出ください。届出書の提出が遅れますと、滞納としてご連絡させていただく場合があります。

届出書には、異動される従業員について何月分まで徴収し、残りをどのように納めてもらうかを必ず記入してください。

(8) 退職・休職者等の徴収方法（一括徴収等）について

・退職等が、6月1日から12月31日までの場合

特別徴収ができなくなった税額は、普通徴収（納税義務者個人での納付）へ切り替えをしてください。納税義務者本人からの申し出があった場合、一括徴収もできます。

・退職等が、翌年1月1日から4月30日までの場合

その年の5月31日までの間に支払われる給与又は退職手当等が特別徴収できなくなった税額よりも大きいときは、本人の申し出の有無に関わらず一括徴収しなければなりません。（死亡退職を除く）

(9) 事業所の所在地、名称等に変更がある場合

事業所の所在地、名称等に変更が生じた場合は、同封の「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」に必要事項を記入し、提出してください。

(10) 普通徴収から特別徴収への切替え（入社・本人希望等）について

普通徴収から特別徴収に切替える場合は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書（就職者用）」を提出してください。

※納期限の過ぎている普通徴収税額は、特別徴収に切替えできません。

●電子申告（eLTAx）のご案内

豊丘村役場では、「住民税の電子申告システム（eLTAx）」により、給与支払報告書・異動届出書等の提出を受け付けております。

eLTAx ホームページ ⇒ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

●特別徴収関係書類のご案内

このページ以降に、下記の届出書等様式・記載例等を掲載しています。

届出様式は、コピーまたは豊丘村ホームページからダウンロードしてお使いください。

- 普通徴収切替理由書（兼仕切紙）
- 給与支払報告（特別徴収）に係る給与所得者異動届出書
- 給与所得者異動届出書記載例（普通徴収・一括徴収・転勤／転職）
- 特別徴収に係る給与所得者異動届出書（就職者用）
- 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

届出様式はこちら（アドレス・QRコード）

<https://www.vill.nagano-toyooka.lg.jp/14zeikin/02juuminzei/index.html>



普通徴収切替理由書（兼仕切紙）

市区町村名	豊丘村	指定番号	
事業所名			

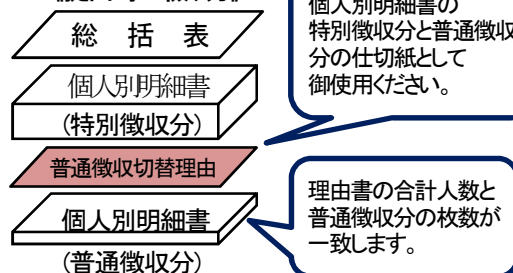
符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が2人以下 <small>（受給者総人員から、下記「普B」～「普F」に該当する受給者（他市区町村分を含む）を差し引いた人数）</small>	人
普B	他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者）	人
普C	給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支払額が93万円以下）	人
普D	給与の支払いが不定期（例：給与の支払いが毎月でない）	人
普E	事業専従者（個人事業主のみ対象）	人
普F	退職者又は退職予定者（5月末日まで）及び求職者	人
合計		人

○普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号（普A、普Bなど）を記入してください。
○この普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則どおり、特別徴収対象者となります。

【普通徴収切替理由書の記入要領】

- 普通徴収切替理由に該当し、かつ特別徴収できない方がいる場合は、該当理由の「人数」欄に、人数（豊丘村内に居住の給与受給者のみ対象）を記入し、毎年1月末日までに、給与支払報告書と併せて提出してください。
- 該当理由が複数ある方は、該当理由のいずれか一つに人数を記載してください。
- 符号「普A～普F」の6項目以外の理由（個人の希望、事務の増加、専任の経理担当者がいない等）による普通徴収への切替は認められません。
- 普Aの理由に該当するかどうかは、他市区町村の居住者も含めて計算し、事業所全体で判定してください。
※普Aの人数欄には、豊丘村分のみを記載いただくとともに、2人以下であることを確認してください。
- 普Fの退職予定者は、個人別明細書の摘要欄に退職予定日を必ず記入してください。
- eLTAX等の電子媒体で給与支払報告書を提出する場合は、該当する方の「普通徴収」欄に必ずチェックを入力した上で、該当する符号（普Aなど）を摘要欄に記入してください。なお、普通徴収切替理由書の添付は不要です。

《提出時の綴り方》



《個人別明細書摘要欄 抜粋》

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額
円	円
内 千	千 円
(摘要) 普 F	
令和×年×月×日 退職予定	
退職予定者は退職予定日を必ず記載してください。	

該当する符号（普A～普F）を必ず記入してください。

※ 普通徴収切替理由書の提出がない場合や記載内容に不備がある場合は、普通徴収への切替ができないことがありますので、ご注意ください。

《お問合せ先》 豊丘村役場 税務会計課税務係 電話 0265-35-9051(直)

切り取り線

御注意

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者 指 定 番 号				※市町村ごと に異なります	
宛 名 番 号 ^{※注2}					
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号		課・係			
		氏名			
		電話	(内線)		
異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税 額 の 徴 収		退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額	
1. 退 職 2. 転 勤 3. 合 併 4. 休 職 5. 長期欠勤 6. 死 亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須 ^{※注4}) 月分まで納入 (月 日納期分) 3. 普通徴収 理由		円 控 除 社 会 保 険 料 額 円	
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。					
1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)				
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支給額が〇〇万円以下)				
3 (普D)	給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)				
4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)				

市町村長 殿		住所(居所) 又は所在地		〒	
年 月 日提出		フリガナ			
		氏名又は名称			
		代表者の 職氏名			
		個人番号 ^{※注3} 又は法人番号			
給 与 所 得 者				(ア)	(イ)
受給者番号(整理番号)		フリガナ		特別徴収税額 (年税額)	徴収済額
氏 名		(旧姓)		円	円
生 年 月 日		昭和・平成・令和 年 月 日		月から	月から
個 人 番 号 ^{※注3}				円	円
1月1日 現在の住所				円	円
給与の支払を受け なくなった後の住所					
				異動年月日	..

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由		徴 収 予 定		
1. 異動が 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)		徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)
2. 異動が 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		.	円	円
異 動 者 印		Ⓢ	円	円

一括徴収できない理由
(○をしてください)
1. 5月31日までに支払わ れるべき給与又は退職手 当等の額が未徴収税額 以下であるため
2. 死亡による退職である ため

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)				新しい勤務先では	
新しい勤務先の住所 (居所) 又は所在地		〒		月割額 円を	
フリガナ				月分から徴収し、納入します。	
氏名又は名称				新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
代表者の職氏名				納入書 要 ・ 不要	
		連絡先の 氏名及び 所属課、 係名並び に電話番 号		課・係	
				氏名	
				電話	
				(内線)	

※市町村記入欄

4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。 (五月底日までに支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。)

3 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。

2 1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

また、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け、新勤務先に送付願います。

また、「前勤務先が個人事業主の場合」の欄の「給与支払者」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。

ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け、新勤務先に送付願います。

＜9月に退職し、普通徴収にする場合の記載例＞

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄		特別徴収義務者 指定番号 1111111		※市町村ごとに異なります	
宛名番号 ^{※2}		※記入の必要なし			
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		課・係	経理部		
		氏名	豊丘 次郎		
		電話	0265-35-0000 (内線)		
異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収		退職した年の1月から退職時までの給与支払額	
① 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須 ^{※4})		円 円	
		(月分で納入) (月 日納期分) ③ 普通徴収理由		控除社会保険料額 円	
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。					
1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例: 乙欄適用者)				
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支給額が〇〇万円以下)				
3 (普D)	給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)				
4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)				

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

豊丘村 市町村民長 殿		住所(居所)又は所在地	〒 399-●●●●●												
年月**日提出		フリガナ	〇〇市〇〇町1丁目1番1号 トヨオカシヨウジ												
(特別徴収義務者)		氏名又は名称	株式会社 豊丘商事												
		代表者の職氏名	代表取締役 豊丘 太郎												
		個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	0	1	0
給与所得者		(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額 (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)												
受給者番号(整理番号)	フリガナ	異動年月日													
氏名	豊丘 花子 (旧姓 河野)	1.9.10													
生年月日	昭和 [○] 平成 [○] 令和 [○] **年**月**日	6 月から 10 月から 9 月まで 5 月まで													
個人番号 ^{※3}	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1	円 円 円													
1月1日現在の住所	豊丘村大字神稲〇〇〇〇番地〇〇	120,000 40,000 80,000													
給与の支払を受けなくなった後の住所	飯田市〇〇町2丁目〇〇番地														

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定		
1. 異動が 年 12月 31日 までで、申出があったため (月 日申出)	徴収予定月 日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)
2. 異動が 年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	.	円	円
異動者印	印	円	円

一括徴収できない理由 (○をしてください)

- 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため
- 死亡による退職であるため

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 要・不要
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	氏名			
フリガナ	電話			
氏名又は名称	(内線)			
代表者の職氏名				

※市町村記入欄

御注意

1 1. 異動があった場合は、速やかに提出してください。
2 2. 異動があった場合は、速やかに提出してください。
3 3. 異動があった場合は、速やかに提出してください。
4 4. 異動があった場合は、速やかに提出してください。

< 9月に退職し、一括徴収にする場合の記載例 >

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者 指定番号	1111111		※市町村ごとに異なり		
宛名番号 ^{※2}	※記入の必要なし				
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号	課・係	経理部			
	氏名	豊丘 次郎			
	電話	0265-35-0000 (内線)			
異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収		退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額		
	1. 特別徴収継続		2. 一括徴収 (1月以降は必須 ^{※4})		
	3. 普通徴収 (理由)		10月分 ¹ で納入 (月 日納期分)		控除社会 保険料額 円
	9. その他 (特別徴収不可)				
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。					
1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例:乙欄適用者)				
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例:年間の給与支給額が〇〇万円以下)				
3 (普D)	給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない)				
4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)				

豊丘村 市町村長 殿		住所(居所) 又は所在地	〒 399-●●●● 〇〇市〇〇町1丁目1番1号 トヨオカシヨウシ													
年月**日提出		フリガナ														
(特別徴収義務者) 給与支払者		氏名又は名称	株式会社 豊丘商事													
		代表者の 職氏名	代表取締役 豊丘 太郎													
		個人番号 ^{※3} 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	0	1	0	
給与所得者		受給者番号(整理番号)	フリガナ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異動年月日						
		氏名	豊丘 花子 (旧姓 河野)											1.9.10		
		生年月日	昭和●平成●令和 **年**月**日													
		個人番号 ^{※3}	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	0	1		
		1月1日 現在の住所	豊丘村大字神稲〇〇〇〇番地〇〇													
		給与の支払を受け なくなった後の住所	飯田市〇〇町2丁目〇〇番地													
◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。																
一括徴収の理由			徴収予定			一括徴収できない理由										
① 異動が 年 12月 31日 までで、申出があったため (月 日申出)			徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	〇をしてください										
2. 異動が 年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため			9・25	80,000	80,000	1. 5月31日までに支払わ れるべき給与又は退職手 当等の額が未徴収税額 以下であるため										
異動者印						2. 死亡による退職である ため										
◎転勤(転職)等による特別徴収届出書																
新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)			連絡先の 氏名及び 所属課、 係名並び に電話番 号		課・係		新しい勤務先では 月割額 円を					※市町村記入欄				
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地					氏名		月分から徴収し、納入します。									
フリガナ					電話		新規の場合は、いずれかを〇で囲んでください。									
氏名又は名称					(内線)		納入書 要 ・ 不要									
代表者の職氏名																

4 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

3 2 1 黒のボールペン又はブルーインクで記載してください。

また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」は、前勤務先で本人が番号の提供を受け記載してください。

1 黒のボールペン又はブルーインクで記載してください。

2 1 黒のボールペン又はブルーインクで記載してください。

3 2 1 黒のボールペン又はブルーインクで記載してください。

4 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

5 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

6 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

7 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

8 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

9 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

10 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

11 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

12 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

13 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

14 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

15 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

16 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

17 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

18 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

19 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

20 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

21 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

22 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

23 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

24 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

25 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

26 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

27 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

28 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

29 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

30 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

31 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

32 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

33 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

34 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

35 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

36 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

37 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

38 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

39 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

40 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

41 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

42 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

43 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

44 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

45 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

46 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

47 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

48 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

49 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

50 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

51 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

52 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

53 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

54 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

55 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

56 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

57 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

58 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

59 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

60 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

61 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

62 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

63 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

64 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

65 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

66 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

67 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

68 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

69 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

70 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

71 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

72 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

73 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

74 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

75 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

76 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

77 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

78 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

79 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

80 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

81 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

82 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

83 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

84 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

85 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

86 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

87 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

88 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

89 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

90 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

91 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

92 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

93 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

94 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

95 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

96 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

97 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

98 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

99 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

100 月に支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。

＜9月に退職し、別の事業所に就職する場合の記載例＞

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者 指定番号		1111111		※市町村ごとに異なります	
宛名番号 ^{※2}		※記入の必要なし			
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号		課・係	経理部		
		氏名	豊丘 次郎		
		電話	0265-35-0000 (内線)		
異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収		退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額	
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)		① 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須 ^{※4}) (月分まで納入 (月 日納期分) 3. 普通徴収 (理由)		円 円 円	
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。					
1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例:乙欄適用者)				
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例:年間の給与支給額が〇〇万円以下)				
3 (普D)	給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない)				
4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)				

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

豊丘村 市町村長 殿		住所(居所) 又は所在地 〒 399-●●●●● 〇〇市〇〇町1丁目1番1号		特別徴収義務者 指定番号 1111111	
年月**日提出		フリガナ 豊丘 次郎		宛名番号 ^{※2} ※記入の必要なし	
(特別徴収義務者) 給与支払者		氏名又は名称 株式会社 豊丘商事		連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号	
		代表者の職氏名 代表取締役 豊丘 太郎		課・係 経理部	
		個人番号 ^{※3} 又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 0		氏名 豊丘 次郎	
給与所得者		特別徴収税額 (年税額) (ア) 円		異動年月日 1.9-10	
受給者番号(整理番号) フリガナ		(イ) 徴収済額 6 月から 10 月から 9 月まで 5 月まで 円 円		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 80,000	
氏名 豊丘 花子 (旧姓 河野)		特別徴収税額 (年税額) 120,000		異動の事由 ②	
生年月日 昭和●平成●令和 **年**月**日		円		1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)	
個人番号 ^{※3} 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1		円		① 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須 ^{※4}) (月分まで納入 (月 日納期分) 3. 普通徴収 (理由)	
1月1日現在の住所 豊丘村大字神稲〇〇〇〇番地〇〇		円		控除社会 保険料額 円	
給与の支払を受けなくなった後の住所 飯田市〇〇町2丁目〇〇番地		円		理由	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定		
1. 異動が 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)	徴収予定 月 日	徴収予定額 円	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額) 円
2. 異動が 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	.	円	円
異動者印 ㊟	.	円	円

一括徴収できない理由
(○をしてください)
1. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため
2. 死亡による退職であるため

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)	1111112	連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号	課・係 経理部	新しい勤務先では 月割額 10,000 円を 10 月分から徴収し、納入します。	※市町村記入欄
新しい勤務先の住所 (居所) 又は所在地 〒 399-●●●●● 〇〇市〇〇町1丁目1番1号	フリガナ	氏名 豊丘 三郎	電話 35-0001 (内線)	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 ○要 ・ 不要	
氏名又は名称 株式会社 豊丘コーポレーション	代表者の職氏名 代表取締役 豊丘 百合子				

御注意

1. 異動があった場合は、速やかに提出してください。

2. 1. 異動があった場合は、速やかに提出してください。

3. 1. 異動があった場合は、速やかに提出してください。

4. 1. 異動があった場合は、速やかに提出してください。

特別徴収に係る給与所得者異動届出書（就職者用）

		市町村使用欄								
____年 ____月 ____日 提出 (宛先) 市町村長	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地(住所)	〒 _____			特別徴収義務者 指 定 番 号			※市町村ごとに異なります	
		フリガナ				新規の場合、納入書（要・不要）				
		名 称(氏名)				担当者 連絡先	係			
		代表者の 職氏名					氏名			
法人番号	_____			電話	_____					
給与所得者	フリガナ				普通徴収 切替期別	期別を記入してください。 〔 _____ 〕期以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。				
	氏 名					特別徴収 開始予定月	月分（ _____ 月 _____ 日納期分）から 特別徴収を開始します。			
	生年月日	昭和・平成・令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日			届 出 理 由		1. 入社 2. その他（ _____ ）			
	1月1日現在の住所	〒 _____				月 割 額 の 連 絡	必要な場合のみ記入してください。 _____ 月 _____ 日 までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。			
	現在の住所	〒 _____ ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。								

【 注意事項 】

- 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※ 普通徴収の納期限は年10回あるため、特別徴収への切替は、1か月程度の余裕を持って行ってください(市町村ごとに通知の発送期日が異なるため)。
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

市町村使用欄

____年 ____月 ____日 提出 (宛先) 市町村長	(特別徴収義務者 給与支払者)	所在地 (住所)	〒 _____ ※ 届出時点での所在地・名称を記入してください。										特別徴収義務者 指定番号			※市町村ごとに異なります
		名称 (氏名)											担当者 連絡先	係		
		代表者の 職氏名												氏名		
		法人番号														

- ◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
- ◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日	年 月 日
-------	-------

事項	変更前 (旧) ※ 変更項目のみ記入してください。	変更後 (新) ※ 変更項目のみ記入してください。
フリガナ		
所在地 (送付先)	〒 _____	〒 _____
フリガナ		
名称		
電話番号	— — (内線)	— — (内線)
変更理由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他()	

統合・合併・分割後の 指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	統合・合併・分割される 事業所	所在地	〒 _____											
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。		フリガナ												
			名称												
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。		電話番号	— — (内線)											
			法人番号												
指定番号													特別徴収義務者 指定番号	※市町村ごとに異なります	
指定番号														※市町村ごとに異なります	